

令和2年度

財政援助団体等監査報告書

宇城市監査委員

宇城市監第171号
令和3年2月25日

宇城市長	守田 憲史 様
宇城市議会議長	石川 洋一 様
宇城市教育委員会教育長	平岡 和徳 様

宇城市監査委員 池田 秀人

同 木村 和弘

同 河野 一郎

財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和2年度財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出します。

目 次

財政援助団体監査

第1 監査の概要	1
1 監査の対象	1
2 監査の実施日	1
3 監査の手続	1
第2 対象団体の概要及び監査の結果	1
○宇城市体育協会	2
○社会福祉法人宇城市社会福祉協議会	4

指定管理者監査

第1 監査の概要	6
1 監査の対象	6
2 監査の実施日	6
3 監査の手続	6
第2 対象施設の概要及び監査の結果	6
○熊本宇城農業協同組合	7
【宇城市農林水産物直売交流施設】	7
【宇城市三角駅前フィッシャーマンズワープ】	9

〔注記〕

- 各表中の金額が千円単位のときの数値は、単位未満を四捨五入した。
- 構成比率について、表内での整合性をとるため数値を調整している場合がある。
- 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「△」	負数
「0」、「0.0」	該当数値はあるが単位未満のものも含む
「-」	皆無又は該当数値がない又は算出の必要を認めないもの
「皆増」、「皆減」	比率の対象数値が「0」のもの
「著増」、「著減」	比率、割合等が1,000%以上のもの

財政援助団体監査

第1 監査の概要

1 監査の対象

本市が財政的援助を与えている団体のうち、次の団体の平成30年度及び令和元年度の補助金に係る出納その他の事務の執行及び所管課の同補助金に係る事務の執行を監査の対象とした。

○宇城市体育協会

補助金名	宇城市体育協会補助金	所管課	スポーツ振興課
交付額 (実績)	・平成30年度 13,611千円 ・令和元年度 12,347千円		
交付目的	宇城市における体育・スポーツを振興し、市民の体力向上を図ること		

○社会福祉法人宇城市社会福祉協議会

補助金名	宇城市社会福祉協議会補助金 (宇城市地域福祉支援補助金)	所管課	社会福祉課
交付額 (実績)	・平成30年度 65,000千円 ・令和元年度 60,202千円		
交付目的	地域福祉の核となる社会福祉協議会の運営安定を図り協議会が実施する社会福祉活動の充実を図ること		

2 監査の実施日

令和3年1月12日及び13日

3 監査の手続

監査の実施にあたっては、上記補助金に係る出納その他の事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか、事業はその目的に沿って実施され十分な効果を挙げているかに主眼を置き、対象団体及び所管課から提出された書類の確認を行った。また、関係者から説明聴取を行った。

第2 対象団体の概要及び監査の結果

監査の結果、当該補助金に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正であり合理的かつ効率的に管理運営が行われていると認められた。対象団体の概要及び監査の結果は以下のとおりであり、対象団体及び所管課においては監査意見を十分検討のうえ改善を図られたい。

なお、監査の結果については、宇城市監査基準第21条第4項の規定に基づき「指摘事項」、「改善を要するもの」及び「その他の意見」に区分し記載している。

○宇城市体育協会

1 団体の設立 平成17年4月1日

2 設立目的

宇城市内及びその地域におけるスポーツ振興を図り、市民の体力向上とスポーツの技術向上に努め、健康増進並びに健全な心を養い、地域住民の親睦と融和を図ること

3 所在地 宇城市松橋町大野85（宇城市教育部スポーツ振興課内）

4 組織（平成31年4月1日現在）

理事26名（各支部体育協会13名、各種目競技団体10名、
スポーツ推進委員協議会2名、宇城中学校体育連盟1名）、

※ 理事のほか副理事長1名（スポーツ振興課長）

監事2名、顧問2名、評議員31名、

事務局長（スポーツ振興課スポーツ振興係長）ほか事務員1名

5 団体が行う主な事業（宇城市体育協会規約による事業）

（1）各種競技会、体育及びレクリエーション大会に関する事

（2）各種大会参加選手の競技力向上に関する事

（3）スポーツ団体の育成強化に関する事

（4）スポーツの推進、調査研究及び指導に関する事

（5）市民の体力向上に関する事

（6）スポーツの表彰に関する事

（7）関係機関との連携協力に関する事

（8）その他本会の目的達成に必要な事業に関する事

6 補助金に係る事業及び収支の状況

（1）主な事業及び実績

事業名	平成30年度	令和元年度
熊本県民体育祭事業	県民体育祭特別大会 日時：9月8日～23日 成績：総合7位	県民体育祭宇城地域大会 日時：9月14日、15日 成績：総合4位
熊日駅伝大会派遣事業	日時：1月27日（女子） 2月10日（男子） 成績：女子4位、男子7位	日時：1月26日（女子） 2月9日（男子） 成績：女子8位、男子4位
ロードレース大会事業	日時：12月23日	日時：12月21日
先進地研修事業	日時：11月13日 研修先：天草市体育協会	日時：11月21日 研修先：A-lifeなんかん

(2) 収支の状況

(単位：円、%)

区 分		平成30年度	令和元年度	対前年度増減	
				増減額	比率
収入	市補助金	15,100,000	13,902,000	△ 1,198,000	△ 7.9
	県体協補助金	112,000	112,000	0	-
	繰越金	-	-	-	-
	雑収入	34,386	98,423	64,037	186.2
収入の合計 (A)		15,246,386	14,112,423	△ 1,133,963	△ 7.4
支出	会議費	21,020	19,448	△ 1,572	△ 7.5
	事務局費	2,477,008	2,267,354	△ 209,654	△ 8.5
	事業費	7,936,061	6,958,710	△ 977,351	△ 12.3
	負担金	120,296	110,306	△ 9,990	△ 8.3
	補助金	3,170,000	3,170,000	0	-
	研修費	33,384	32,460	△ 924	△ 2.8
支出の合計 (B)		13,757,769	12,558,278	△ 1,199,491	△ 8.7
収支差引額 (A) - (B)		1,488,617	1,554,145	65,528	4.4

* 収支差引残額は市へ返還している。

7 監査の結果

■改善を要するもの

【所管課：スポーツ振興課】

○実績報告について（法令遵守）

・宇城市体育協会ジュニア育成費交付要綱第9条の実績報告において、「交付対象団体は事業が完了したときは、事業終了後30日以内に次に掲げる書類を添えて、市体育協会に報告しなければならない。なお3月末日まで開催する事業に関しては、年度末のため事業終了後、速やかに提出すること」と規定されている。しかし、平成30年度及び平成31年度宇城市体育協会補助金交付要綱第8条の実績報告において、「規則第15条に規定する実績報告書及び添付書類の提出は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする」と規定されており、整合性が取れていない。今後は、整合性が取れるよう改められたい。

【団体：宇城市体育協会】

○ジュニア育成費の実績報告について（法令遵守）

・平成30年度ジュニア育成費の実績報告について、平成31年4月18日に提出されているが、宇城市体育協会ジュニア育成費交付要綱第9条において、「3月末日まで開催する事業に関しては、年度末のため事業終了後、速やかに提出すること」と規定されているため、実績報告書については早めの提出を求められたい。

○社会福祉法人宇城市社会福祉協議会

- 1 団体の設立 平成17年1月15日
- 2 設立目的
宇城市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること
- 3 所在地 宇城市松橋町豊福1786番地（宇城市老人福祉センター内）
- 4 組織（令和元年7月1月現在）
理事10名、監事2名、評議員21名、
事務局長ほか正規職員27名、
契約職員42名（フルタイム10名、短時間パート32名）
- 5 団体が行う事業（社会福祉法人宇城市社会福祉協議会定款による事業）
 - (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - (6) 共同募金事業への協力
 - (7) 介護予防事業
 - (8) 障害児通所支援事業の経営
 - (9) 福祉センターの経営
 - (10) ボランティア活動の振興
 - (11) 成年後見制度に関する事業
 - (12) 福祉サービス利用援助事業
 - (13) 相談支援事業の経営
 - (14) 自立相談支援事業
 - (15) 生活支援体制整備事業
 - (16) その他この法人の目的達成のため必要な事業

6 補助金に係る収支の状況

(単位：円、%)

区 分		平成30年度	令和元年度	対前年度増減	
				増減額	比率
収 入	運営費補助金	65,000,000	62,380,000	△ 2,620,000	△ 4.0
	収入の合計 (A)	65,000,000	62,380,000	△ 2,620,000	△ 4.0
支 出	給料	39,323,520	31,613,094	△ 7,710,426	△ 19.6
	諸手当	3,210,118	1,949,764	△ 1,260,354	△ 39.3
	賞与	16,377,088	12,540,786	△ 3,836,302	△ 23.4
	法定福利費	10,224,686	8,496,439	△ 1,728,247	△ 16.9
	福利厚生費	217,914	185,909	△ 32,005	△ 14.7
	退職金掛金	5,612,200	4,516,228	△ 1,095,972	△ 19.5
	非常勤職員給与	-	900,000	900,000	皆増
支出の合計 (B)		74,965,526	60,202,220	△ 14,763,306	△ 19.7
収支差引額 (A) - (B)		△ 9,965,526	2,177,780	12,143,306	121.9

* 平成30年度不足額は繰越金により補てんしている。

* 令和元年度収支差引残額は市へ返還している。

7 監査の結果

■改善を要するもの

【団体：宇城市社会福祉協議会】

○事務処理について（有効性）

- ・補助金請求において、請求書（案）が添付されておらず原本の写しが添付されていた。また、起案伺いの決裁日・発送日の記入漏れ、浄書・校合欄の押印漏れが見受けられた。今後は適正な事務処理に改められたい。

指定管理者監査

第1 監査の概要

1 監査の対象

指定管理者のうち次の団体が管理運営している公の施設について、平成30年度及び令和元年度の管理運営に係る出納その他の事務の執行及び所管課の同施設に係る事務の執行を監査の対象とした。

○指定管理者：熊本宇城農業協同組合

施設名	指定の期間	指定管理料	所管課
宇城市農林水産物直売交流施設	平成27年4月1日	・平成30年度 0円	商工観光課
宇城市三角駅前フィッシャーマンズワープ	～令和2年3月31日	・令和元年度 0円	

2 監査の実施日

令和3年1月14日

3 監査の手続

監査の実施にあたっては、上記施設が適正かつ効率的に管理運営されているか、管理運営に係る出納その他の事務の執行が法令及び協定等に基づき適正に行われているかに主眼を置き、指定管理者及び所管課から提出された書類の確認を行った。また、関係者から説明聴取を行った。

第2 対象施設の概要及び監査の結果

監査の結果、当該施設に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正であり合理的かつ効率的に管理運営が行われていると認められた。対象施設の概要及び監査の結果は以下のとおりであり、指定管理者及び所管課においては監査意見を十分検討のうえ改善を図られたい。

なお、監査の結果については、宇城市監査基準第21条第4項の規定に基づき「指摘事項」、「改善を要するもの」及び「その他の意見」に区分し記載している。

○熊本宇城農業協同組合

【宇城市農林水産物直売交流施設】

1 施設の概要

平成31年4月1日現在

施設名	宇城市農林水産物直売交流施設		宇城市ふれあいイベント広場
所在地	宇城市松橋町久具757番地3		宇城市松橋町久具756番地1
規模	敷地面積	4,673.34㎡	2,772.44㎡
	延床面積	961.90㎡	
構造	木造平屋建		
主要施設	物産館（直売所、事務所、倉庫、会議室、職員用トイレ、荷捌室等） 駐車場（計74台：小型車72台、障害者用2台）		水道蛇口1ヶ所、 電気コンセント1ヶ所
開館時間	午前9時から午後6時まで		
休館日	① 毎月第1水曜日及び第3水曜日 （国民の祝日に関する法律に規定する休日に該当する場合は、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日） ② 12月31日から翌年1月3日までの日		

※ 宇城市ふれあいイベント広場は、市の用途廃止に伴い、令和元年11月1日から宇城市農林水産物直売交流施設の駐車場として管理している。

2 施設の設置目的

宇城市の基幹産業である農林水産業の振興及び生産者と消費者、農村と都市住民との交流促進を図るとともに、安全・安心・新鮮な地域特産品等による地産地消や食育等の推進、さらに、農作業の体験等を通じたグリーン・ツーリズムなどによる地域の活性化及び地域経済の振興に寄与するため

3 指定管理者が行う業務

（宇城市農林水産物直売交流施設等の管理運営に関する協定書による業務内容）

- （1）宇城市農林水産物直売交流施設条例第3条に規定する業務の実施に関する事
- （2）施設の利用許可に関する事
- （3）施設の利用に係る利用料金の収受に関する事（施設専用利用の部分を除く）
- （4）施設及び設備の維持管理に関する事
- （5）前各号に掲げる業務の細目は、宇城市農林水産物直売交流施設等指定管理者業務仕様書に定めるとおりとする。
- （6）前各号に掲げるもののほか、宇城市又は熊本宇城農業協同組合が協議し必要と認める業務

4 利用の状況

(単位：人、%)

	平成30年度	令和元年度	対前年度増減	
			増減数	比率
レジ通過者数	666,829	673,681	6,852	1.0

5 収支の状況

(単位：円、%)

区 分		平成30年度	令和元年度	対前年度増減	
				増減額	比率
収 入	利用料金	239,121,095	246,956,806	7,835,711	3.3
	その他	21,637,384	23,644,045	2,006,661	9.3
収入の合計 (A)		260,758,479	270,600,851	9,842,372	3.8
支 出	人件費	91,639,810	99,961,538	8,321,728	9.1
	業務費	2,575,282	2,653,870	78,588	3.1
	施設管理費	30,353,140	29,048,848	△ 1,304,292	△ 4.3
	その他費用	61,596,119	65,003,939	3,407,820	5.5
支出の合計 (B)		186,164,351	196,668,195	10,503,844	5.6
収支差引額 (A) - (B)		74,594,128	73,932,656	△ 661,472	△ 0.9

6 監査の結果

■改善を要するもの

【所管課：商工観光課】

○管理運営に関する収支決算書について（法令遵守）

- ・宇城市農林水産物直売交流施設の令和元年度収支決算書において、貸倒引当金戻入及び貸倒引当金繰入が算入されていなかった。関係書類の受理時には、精査するとともに修正が必要であった場合は指導されたい。

【指定管理者：熊本宇城農業協同組合】

○管理運営に関する収支決算書について（法令遵守）

- ・宇城市農林水産物直売交流施設の令和元年度収支決算書において、貸倒引当金戻入及び貸倒引当金繰入が算入されていなかった。今後は、適正な事務処理に改められたい。

【宇城市三角駅前フィッシャーマンズワーフ】

1 施設の概要

平成31年4月1日現在

施設名	宇城市三角駅前フィッシャーマンズワーフ	
所在地	宇城市三角町三角浦1160番地179	
規模	敷地面積	3,134.30㎡
	延床面積	A棟 717.90㎡（うち専用利用250.00㎡を除く） B棟 400.00㎡（うち専用利用130.00㎡を除く）
構造	鉄骨造平屋建	
主要施設	A棟（海産物・農産物加工品売場、調理場等） B棟（食品販売コーナー、1坪ショップ、事務室、倉庫等） 広場	
開館時間	午前8時から午後6時まで	
休館日	① 毎月第2火曜日及び第4火曜日 （国民の祝日に関する法律に規定する休日に該当する場合は、その翌日以降の日であって当該休日に最も近い休日でない日） ② 1月1日及び1月2日	

2 施設の設置目的

宇城市の産業の活性化及び観光の振興を図るため

3 指定管理者が行う業務

（宇城市農林水産物直売交流施設等の管理運営に関する協定書による業務内容）

- （1）宇城市三角駅前フィッシャーマンズワーフ条例第4条に規定する業務の実施に関する事
- （2）施設の利用許可に関する事
- （3）施設の利用に係る利用料金の収受に関する事（施設専用利用の部分を除く）
- （4）施設及び設備の維持管理に関する事
- （5）前各号に掲げる業務の細目は、宇城市農林水産物直売交流施設等指定管理者業務仕様書に定めるとおりとする。
- （6）前各号に掲げるもののほか、宇城市又は熊本宇城農業協同組合が協議し必要と認める業務

4 利用の状況

(単位：人、%)

	平成30年度	令和元年度	対前年度増減	
			増減数	比率
レジ通過者数	118,428	116,883	△ 1,545	△ 1.3

5 収支の状況

(単位：円、%)

区 分		平成30年度	令和元年度	対前年度増減	
				増減額	比率
収 入	利用料金	21,376,008	21,953,202	577,194	2.7
	その他	2,032,385	1,879,022	△ 153,363	△ 7.5
収入の合計 (A)		23,408,393	23,832,224	423,831	1.8
支 出	人件費	15,797,989	15,091,653	△ 706,336	△ 4.5
	業務費	415,124	434,053	18,929	4.6
	施設管理費	5,549,812	5,573,812	24,000	0.4
	その他費用	5,750,199	4,230,537	△ 1,519,662	△ 26.4
支出の合計 (B)		27,513,124	25,330,055	△ 2,183,069	△ 7.9
収支差引額 (A) - (B)		△ 4,104,731	△ 1,497,831	2,606,900	63.5

6 監査の結果

■指摘事項等 なし